

東久留米市健康づくり推進部会運営要領

平成16年 9月 3日決 裁

最終改正平成27年10月1日

(目的)

第1 この要領は、東久留米市健康づくり推進協議会設置要綱（平成2年東久留米市訓令乙第56号。以下「設置要綱」という。）第4の規定に基づき設置する部会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2 部会は、次に掲げる事項について推進し、東久留米市健康づくり推進協議会に報告する。

(1) わくわく健康プラン東くるめの推進

(2) その他、市の健康づくり事業全般について必要とする事項

(委員)

第3 部会は、次に掲げる健康づくり推進員（以下「推進員」という。）をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 組織及び団体の代表者

(2) 市民

(3) その他市長が認める者

(会長及び副会長)

第4 会長は、推進員の互選により選任する。

2 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、推進員の中から会長があらかじめ指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における後任推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期途中において市長が新たに推進員を委嘱しようとする場合は、部会での承認を必要とする。また、その任期は当該任期末までの期間とする。

(会議)

第6 部会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは部会に推進員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7 部会の庶務は、福祉保健部健康課が処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成１６年９月３日から施行する。

付 則

この要領は、平成１７年１０月１５日から施行する。

付 則

この要領は、平成１８年１２月１日から施行する。

付 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

付 則

この要領は、平成２３年１２月１日から施行する。

付 則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則

この要領は、平成２７年１０月１日から施行する。